九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

保険價額に付いて

河野, 綾雄

https://doi.org/10.15017/14469

出版情報:法政研究. 7 (2), pp. 539-562, 1937-08-05. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

保 險 價 額 12 付いて

Ħ

要

L が ŧ

は

保險價額概念の存在理由

保險價額主觀論に付いて

三、保險價額客觀論に付いて 結

四

L が

は き

さ き 頃、

性が問題とせられた。勿論從來と雖も、この問題は全然考察の對象外に置かれたわけでもなかつた。最近の該問 保險價額(Versicherungswert, Valeur d'assurance, Insurable Value)の性質に關しその主觀性、客觀

題論爭の契機は佐波學士が經濟論叢四一卷三號に「保險價額規定無用論」を發表されたことにある。その後、

保 險

價

額

ĸ

付

Ų,

て

五三九

神

河

野

雄

綾

法

败

Ĉ

は 戸商大北村教授は國民經濟雜誌五九卷六號に「保險價額論の一節」を以て佐波學士の所說に應へられた。 「再び保險價額について」を經濟論叢四二卷二號に公にされるや、 北村教授も國民經濟雜誌六○卷四號五號に 同學士

「保險價額概念の生成」を掲げ佐波學士の見解を排された。 たまたま野津博士が 「被保險利益に就て」 (講演

等に於て此の點について兩氏の論爭を紹介され、

加藤博士また、

損害保險研究二卷三

及び保険法

(新法學全集)

號に北村教授、 椎名教授の所説を評せらるや、 北村教授は「保險價額の客觀性」 (民商法雜誌四卷五號) を以て兩

博士に對し多少の論難を試みられた。

號 この論評に對し金平氏は「保險價額に關する野津博士の所說に對する北村教授の批評に就て」 を以て教授を更に批評されたのである。 (民商法雜誌五卷

張相互間の比較は判然たり得るが、然らざるものの相互間においての比較論評は極めて困難であるといはねばな 惟 ふに、 保險價額の客觀性といひ、 主觀性といひそれは畢竟程度の問題である場合もあらう。 その極端なる主

らね。

保險價額概念の存在理由

ゐるかの考究が前置されねばならぬ。 保險價額性質論に入るに先ち、 何が故に、 特にその存在理由を否定し去らんとする有力にして示唆多き論作の發表を 保險價額の概念が保險契約上要求せられたか、 また現に要求されて

て塡補金支拂を回避せんとしたか、を考察すれば明瞭である。次に保險價額は保險者の給付すべき塡補額の最高(二) 行はれた爲に如何に、 demnitaire)の上にたつ限り當然である。損害の塡補にあたつては、まづ損害額を決定するの要がある。 の場合にも其の實損額が保險者の負擔の最高限度を劃するわけであり、 に多額に、 0 ては保險金額の 限度を定めるが爲に必要とせられる。財産保險は積極的に被保險者に利得せしむべきではなく-を生するのである。 金錢的にその損害額を定めんとすればその前提條件として保險價額 分量的に、 被保険者をして、 見た今日、 部に限局さるべきである。 「利得禁止」(Bereicherungsverbot)といふ保險契約法及び保險政策上の基本的要請のもとにおいては、 この概念に因り、 物理的に、 その感を深くするわけである。(一) 保險金額を契約しても、實損害以上に保險者は給付をなすべきではないといはねばならぬ。全部保險 みを以て保險者の責任額は不動のものとなるが 損害發生前の狀態にまで損害塡補の義務を負擔するは、 この事は歐洲において十七世紀以後、 被保險者の不正評價が保險者を惱ましたか、そして、その後、保險者は種 全損か分損か、分損ならば全部に對する割合は、 また賭博保險及び超過保險を防止することを得るのである、 その割合、 比率の基礎的標準として、 保険契約において、 時、 保險の目的物につき損害發生した時、 海上保險に於ける保險價額の自 保險價額の概念は不可缺な存在であ 消極的に實損害塡補に止まるべきである。 ―被保險利益の評價額 如何程であるかを、 一部保險の場合には、實損害の 保険が損害塡補の原則 されば此等の場合に限つて 測定し得ても、經濟的 ――を定めるの必要 々の理 由評價の慣行が 人保険にお (Principe in-保険者は、 由をあげ 内の或る るとせら 損害は 如何

も保險價額の概念は極めて重要な存在の意義と理由を有することとなる。

註 佐波學士「保險價額規定無用論」(經濟論叢四一卷三號三七頁三七四頁以下)

再び保険價額について」(論叢四二卷二號一一四頁以下)

起门 Claude Lassargue: "La clause de valeur agréée dans les assurances terrestres et maritimes" 1936. (EeARRt)

註三 岩瀬氏「保険法論」八三頁以下等で大體通説といひ得る 野津博士「保險法」(新法學全集)一九四頁以下。椎名敎授「海上保險概論」六二頁以下大濱敎授「保險法要領」一五六頁

二、保險價額主觀論に付いて

にあつても、 つき論評する際、 は主として保險價額は主觀的評價に依るべきか客觀的評價に依るべきかの問題である。尤も、北村教授の所說に 保險價額の決定は保險の種類、被保險利益の種類に因り一様ではあり得ない。同一種の保險、同一被保險利益 保險額決定の時、及び場所等の標準を考慮にいるれば更に多様化するのであるが以下論ぜんとする | 決定の時の問題に觸れることを斷はつて置く。保險價額は之を一般的客觀的評價によつて定む

たり得るとするは少數學者の見解である。前述佐波學士の保險價額規定無用論は保險價額の概念は之を法律の解にLI) べしとするは多數の學者の採られる態度である。被保險利益が主觀的利益である以上、保險價額は、(一) 主觀的評價

釋としては、 一應認められつゝ實際の保險市場と法律の規定とを考察した上、兩者の不一致を論證し『法規はそ

即ち、 險價額 以が存 額であ **險契約によつて、規定を受けなければならない。詳しく言へば被保險者が相手方たる保險者の承諾を得たる價額** 尤も言ふまでもなく、 價といふことを無視しては、 額のみで用が充分に足りる狀態にある。 闘しては、 約は被保險利益についての個人的利害關係に關してなさる。……從つて、 欵に於ても、 つてゐるのであるが、 塡補をなすことを內容とするといふことは、 :するのである』(五) 被保險者と保險者との合意によつて定められた價額でなければならない。 …… 合意によつて定められた價 の觀念を認め、 ればこそ特に、 未だ之を以て、 殆ど効果をもち得ない。 全く無用である』と結論され、(四) これを呼ぶに保險價額なる文字を使用せうといふに在るらしいのである。 と論ぜられる。 保險價額とい 被保險者が、 それは現實には求められない價額に基底を置いてゐる爲に實際の保險市場における塡補 保険價額といふことは出來ない。その評價が保険價額としての意味をもつためには、 損害額. ただ、 ふのであつて、 實際市場は保險價額または、その算定を輕視または無視してゐる。 これが北村教授をして、 損害塡補額: 而して、 個人的に評價するといふだけでは、 また『保險價額は主觀的評價に基いて決定さるべきもの』 それ自身の 目的に反する』『被保險者の被保險利益に對する評 旣に現實が然る限り、 そこに保险價額が賣買價額、 損害保險契約といふことが全く無意味になつて來るのである。 『學士は全然、 保險價額に關する規定は法規に於ても約 それに一般的價額ありとしそれに基い それは單なる主觀的評價たるにと 保險價額の觀念を認めず、 擔保價額等と異る意味をもつ所 乍然、 保險價額 『保険契 保險金 協定保

侭

0

性質上、

一般妥當性をもつべき立場より財の一般的客觀的價額を以て保險價額であるとの抽象的前提の上に立

保

險

價

額 ĸ

付

Ų, て

決して協定保險價額でもあり得す、結局、それは第三のあるものだといふことになる』『保險價額を認め得ない(六) 者が保険價額のうちの主觀説であれ客觀説であれ 左様なものがありとしても―― -探られる筈はない』を論斷(七)

の觀念を前提せない協定保險價額の觀念は旣に協定保險價額そのものではない。從つて學士の所謂、保險價額は

併し第三者より、今、學士の無用論の第一の根據たる法律解釋論を觀るに、『旣に保險價額が當事者によつて

せしめるに至つた主要な點のやうである。

いのみか、却て、 とするほど名稱に拘泥する必要は毫もない。從つて私は、 協定保險價額それ自體に變りがない以上、 保險價額は保險價額の觀念成立を前提とするに反し學士の意味せらるゝそれは之を前提としないまでであつて、 して寧ろ保險價額の主觀性を强調せられたものと理解し得るのではあるまいか。即ち、北村教授のいはれる協定 如何やうにも、 を……非 險利益の保險價額は金何圓であり、 定められるものである以上、それは當事者の利害關係によつて、自由に定められるのであつて、 保險價額を客觀的に觀念するか又は主觀的に觀念するかに依るに外ならない。之を以て『第三のあるもの』 、現實的價額には求めず保險價額は契約営事者の立場、 その合意により定められるものであるこの見解にたつ』との論旨は、(八) 保險價額の主觀性をその主張の根底に深く藏する佐波學士を印象し得るのである。さればこの保險價額の主觀性をその主張の根底に深く藏する佐波學士を印象し得るのである。さればこの それ以外の額であつてはならぬといふわけのものではない……私は保険價額 之を『協定保險價額』 「保險價額を認め得ない」佐波學士を發見するを得な または利害關係によつて、 とい ふか又は 『保險價額』 『第三のあるもの』に非ず 塡補額決定のために、 ح b 決して或る被保 ふかは、 要する

吾々保険價額の客觀性を主張する立場より同學士に對する異議が存しなくてはならぬのである。

險にならざるやう、其の限度に減少せられねばならぬから假令、之を約紮に記載してゐても、 價額決定に際しては、客観性を有すべきであることを注意してゐる。また海上保險における協定保險價額約歇の(十) 明を容易ならしめるだけの目的を有するが、 ناد 加して事故發生の際約欵通りの塡補を得んと目論んだが、 變遷を說くに及んでは、 殆におこしいれる虞ありこいはねばならぬ。クロード、ラフアルグに據れば、 の合意により定められるものであるとの見解に立つ』 この協定價額約数たるや、 、とする。佐波學士はこれ等の非難あることを豫想してか、それは現實に立脚しない反對論であるとし、(十一) 物のある狀態 實預害填補の原則」は破られ、超過保険、 以外の價額の保險を許さない。 に法律解釋論の上から『契約當事者の立場または利害關係によつて、 稀少性、 協定價額約数は被保險者が正當な保證を得んがため之を求めたことは明らかであるとし、 被保險者は古い書式たる "Vaille que vaille," "Fasse ou ne fasse pas" その物の探求困難性等の諸因子を計算に入るべきである。 たゞそれは被保險者をして、 保險價額及び事故發生に際しての損失の 賭博保險等の道德的危險の跳梁するところとなり保險の基礎を危 面協定價額決定にあたつては、 限り、 かゝる『不動約欵文句』は質損害塡補の原則上超過保 保險契約法、保險政策上の根本的要請たる「利得禁 塡補額決定のため、 協定保险價額は真實價額 目的物に對する小醉、 而して此等の因子は協定 單なる例文に過ぎな 如何樣 等の文句を附 愛好、 (Valeur その にもそ z. 例 訟

溢

さして、

方に於て保險價額に關する綿密な法律規定を有し乍ら、

他方に於て超過保險が殆ど、

すべての財産

當であらうか。 論 八卷二號一八頁) すことを欲せず、 保險について行はれてゐる狀態であり、 せらる 斯く斷定し得るであらうか。保險業者は損害の査定につき、 ^ 保險價額の存在である事に注意すれば斯く斷定し得ないことは明らかである。 保險價額に關する法規は超過保險等の道德的危險を豫防する目的的立場にあるとすれば、 もいはれる如く、 多くは妥協によつて解決する事、 法規は訴訟事件に適用されてのみ、 而も超過保險に關する訴訟の極めて稀であることを指摘されるが、 及び而も、 此の妥協の基準たるべきものこそ商法規定より推 超過が著しき場合にも〈商三九四條參〉 實際上の効果を生するとの見解は果して正 椎 名教授 (前揭、 訴訟を起 保險價 經時、 果し

健全な實際經濟へ 額規定有用論 は此の豫防的視野よりの當然の歸結である。 Ø 指導的役割を法規に求むべきであると考へるものである。 吾々は經濟の實際を無視すべからざると同時にまた、

第二に 佐波學士、 規定無用論の第二の根據たる保險の實際論に傾聽すれば、即ち、(十二) 保險價額は實際上の取扱よ

舶保險價額とが比較される必要があるからである。併し、 められる。 すべて、 分損にあつては、 るのみならず、 りすれば無用な概念であるとし、 濫し、 應 損害發生の場合には給付額を定める前提として、 全部保険と看做し初に定めた保険金額により保険價額を代表せしめ、 船舶の經濟的修繕不能に因る推定全損の決定について、 その損害全部を保險者の給付額とする。 その例證さして、 火災保險の實際に於て契約締結當時には保險價額を算定せざ 船舶保険に於ては、 船舶保險證券に記載する保險價額は、多くは、 保険價額を決定するわけではなく、 救助費、 契約締結にあたつて保険價額が定 共同海損分擔額、 全損にあつては、 修繕費と船 保険契約は、 保險金額 保險金

のであるからである。: 額と同額こされる。 あらうし、 かやうな實情下にては、 を忘れてゐるのである』(十四) 額を算定することが行はれないのは當然である。 を注意すべきである。 合にもなされないと説かれるが、實際の場合 ふわけのものでないと解せられ、之を全的に抹殺するを得ないといはねばならぬ。斯く解する所以は、 ないからとて、 的の價額を申告し、 保險價額の關連する法規は單なる形式的のものではなく、 「保險價額」なる名稱を表面に出さずこも、實質上、 保險價額を實際上、保險金額を同一をした場合を雖も、全額の同一は保障價額概念の否定であるとい 玆に論する結果と略々同じと考へる。學士は、 火災保險、運送保險、積荷保險、 保険價額を無視してゐるといふが如きは暴論である … 從つて損害發生するに及んでも、 從つて、 保險者は之を承認した上で保險金額を設定するものである。證券に保險金額しか記載され 尚ほこれ等の實際論について椎名教授 特に運送保険、 法規または、 損害額塡補額決定のために役立つミいふ機能を少しも果さないことゝなると說き、 積荷保險については、 約款に保險價額を定めることは不必要と結論される。 船舶保險等に亘つて一々佐波學士の實際論の認識不足を論難される (動産保險の場合でも) 佐波氏は保險價額が契約の當時、 保険價額の決定が、 椎名教授が『實際に於ては、 (前掲、 保險政策上、 保険價額概念の定められてゐると解すべき場合が 更に船舶保險に用ひられる二樣保險價額特約 經時、 價額の決定がなされる場合も相當多いこと 八卷二號一二一一三頁) 極めて重要な意義と使命を有するも 契約営初は勿論、 算定され協定されてあること 保険の申込人が保険の 乍然 が同じく實際的 塡補額算定の場 實際上の慣行 上述の 如

とされる點は私も賛同するところである。

保

士に對しては椎名教授の反對が正當ではあるまいか――大なる保險價額を全損に對して適用し、 條款乃至二樣評價約款 (dual valuation clause)に於ける二重評價を保險價額の客觀性否定の根據とされる佐波學 小なる保険價額

法

政

研

宪

第七卷

第二號

を分損に適用する事實の眞否は論外としても一

(椎名教授前揭八卷二號一八頁)。

概念に止まり、 保 **險價額の主觀性を主張する學者が、** 現 保險價額を商法の一般的解釋に從つて一般的客觀的價額によつて定むべしとしても、 實の保險價額決定の標準たり得ずとし、 從來の客觀的價額論者の所謂、 之を論難するところは學士の論調にも觀ることを得る。 般價額を以て抽象的にして、 その一般 室漠 たる

即ち、

『假りに、

的 體的內容によつて、定められるところの現實の一つの取引であり、この二つは全く別個の概念であるからである』 客 號一二〇頁) 觀的 價額を算定することが現實には不能または極めて困難な場合が多いといふことである』 般的客観的價額は抽象的概念の世界にのみ存在するものであり、 保險價額は保險契約とい (前掲論叢四二卷 . 人具

者の急所を衝いたものといひ得よう。蓋し元來、 的に之を決し得ないと解せられるからである。 てその被保険利 (前掲論叢四一卷三號三八六頁) 等これである。 主觀說論者の從來の客觀說に對するこれ等の論難は正に、 盆の 鯞 する主體 一を離しては之を思惟するを得ず、 被保險利益なる觀念は直接間接に何等かの法律上の連鎖 然つて被保険利益の評價 も営然 純 客觀 客觀說論 だによつ 的 一般

する思想が依然として、保險價額の主觀性を說くものであるとし、 以 上私は、 保險價額に關する法規の必要なることを說き、 之に反對さるゝ佐波學士の法規無用論の根底に潜在 此の見地から論じて主觀說の妥當ならざるこ

どを明らかにし、最後に主觀說の側より從來の客觀說(一般的抽象的客觀的の名で呼ばれ得る)への論難、

しもあたらずどするを得ないことを一言した。

ilk 水口博士「保險法論」四七七頁以下 栗津博士「日本保險法論」(同博士論集八卷)一一四頁 野津博士前揭一九九頁

北村教授「保險價額論の一節」⟨國民經濟雜誌五九卷六號七五六頁⟩「保險價額概念の成生」⟨同六○卷四號四九○頁以

説を評す」(損害保険研究二卷三號) 椎名敦授「保険價額に關する論爭」(經濟時報八卷二號一一頁) 田中(耕)博士「保 險法講義要領」八○頁 野崎教授「保險契約法論」一〇三頁等

下)(六〇卷五號六八六頁)大濱教授前揭一五一頁以下

加藤博士「保險價額の客觀性に關する北村、椎名兩教授の所

批二 松本博士「保險法」八四頁 藤本博士「海上保險論」六八頁

この點について北村教授(前掲國經六〇卷五號六四頁註三八)の解せられるやらには考へられない後述参照(註九)

註三

註 五 註四 佐波學士、 前揭四一卷三號三八五頁

前揭四二卷二號四七七—四七八頁

同

註六 北村教授、 前揭、 國經六○卷五號六四頁註三八

計: -L: 同 「保險價額の客觀性」(民商法雜誌四卷五號二○─二一號)

註八 佐波學士、 前揭、 四一卷三號三八七頁

iiE を事實として述べられたに過ぎないで論爭の内容を正解しないのは論爭の當事者たる北村教授自身なのではあるまいか。 に雨方争ふわけがないとの意味を述べられたが第三者の側より觀れば本文に述べるが如く解せられる以上、 られ北村教授は答觀説をとつて兩方爭つてゐるといはれるが佐波學士の說は主觀說でもあり客觀說でもあり得ないが故 北村教授は前掲民商法四卷五號二一頁に「野津博士(前掲保險法一九八--一九九)が佐波學士は保險價額の主 博士は事實 觀説をと

五四九

保

險 價 额

10

付

v. て

法

蚁

it

- |-うる價額(La Valeur réparable) 決定を目的とするが故に專斷的には決定し得ない、假令、保險者が被保險者の感情 Claude Laffargue: Clause de Valeur agréée dans les assurances terrestres et maritimes (1936, 5eAPRt) 16 12 4 保險價額と雖も、客觀的價額より逸脫し、主觀的に評價せられ得ないこと、及び會社が計算的基礎の不安(超過保險又は、 決定することの不可能と從つて、その保險價額算定の困難の故に、保險價額が協定される場合である。 害塡補原則(Le Principe indemnitaire)と矛盾し承服し難いと反對し、協定保險價額約款は協定の名のもとに塡補し から獨立した感情價額を被保險者に認容してゐる樣であるとし、斯かる損害塡補約束より資金約束への推移を虞れ、損 様であり、 てそれ等は感情價額(Valeur d' opinion)に過ぎない旨を判示する。破薬院(La Cour de Cassation)はこの點につ 美術品の額は假令、當事者間に價額を定めたとしても又始から定まつてやるとしてもそれを獲得する困難があつても凡 ractére d'un forfait) に歸し之を說明したところに發するとし、判例を紹介する。即ち佛國控訴院(La Cour d'Appel) は。保險證券中の美術品が賣買價額を有するのは同種の品が普通市場で有する價額によつて決定される時であるとし、 て成立すと解したが、この見解は、佛國初期の判例中に協定保險價額の有効性を論定するにあたり、 れば M. Sumien (Traité théoripue et pratique des assurances) いての困難をさり、 「額を承諾したとしても、損害塡補の原則は破らるべきではないとし、協定保險價額は射倖的性格を有するとは考へら の保険契約法第二十九條に僅かに規定されてゐるに過ぎない。而も立法者は協定保險價額の射倖的性格を定めてゐる 考へられる唯一の場合は商工業地に於ける火災に因る休業について、 判例、立法も二三の學者によると協定保險は射倖的態容にあつて、それによると真實價額(Valeur réelle) 契約を諦めずに射倖的契約をなすのであると結ぶ。 特殊の動機を考慮すべきでないといふに止めてゐる。然るに、協定保險價額は一九三〇年七月十三 ――以上ラフアルグの論ずる如く、 が協定保險價額は專前に於ける射倖的評價によつ 被保險者の被むるべき損害の範圍を豫め 佐波氏の所謂協定 而も會社は、此の 射倖的性格 (Ca-

それになる可能性を認識しつゝ)を感じ乍ら、 何ほ、他社との競爭其の他の理由により實際上、超過保險を取組む場合

また、 その故にこそ、保險價額の客觀性を一層主張せざるを得ないことを充分理解し得るであらう。

iik -1-殴者に歸して居ることは言ふを俟たない。 盆保險の二部に分說せられてゐる。Emerigon 反對。我商法三九四條が協定保險價額に於ける過當評價の舉證責任を保 前揭 Claude Laffargue: 67, 68, et 108. そこでは、 海上保險における協定保險價額の沿革的叙述が有體物保險、

利

ile -|-|-|-佐波學士、 前揭四一卷三號三七九頁以下。

龍十三 野津博士、 前揭保險法一九六頁參照

計中四 椎名敦授、前揭經濟時報八卷二號一二—一三頁

Ę 保險價額客觀論に付いて

如き規定のない我が商法に於ては、 獨逸保險契約法五十二條「物ニ關スル保險ニツイテハ別段ノ事情ナキ限リ物ノ價額カ保險價額ト看做サル」の 解釋による補足あるのみである。今、客觀說論者たる諸學者の主たる論點に

保險の目的物の客觀的價額と一致するものではない。然れども當事者が所有者の利益を保險に附した場合に於ていた。 傾聴すれば、 商三九四條の適用ある場合を除き保險の目的物の交換價額を標準として保險價額を定むべき」とし、 即ち、 田中博士 (前掲七五、八〇頁) 「元來、 保險價額は被保險利益の價額であつて、是れ必ずしも 獨逸保

險契約法第五十二條の規定を缺くと雖も當然の事理であり、 「被保險利益が主觀的なることは被保險利益の評價

保 險 價 額 K 仆 ψ, て

Б. Б.

を主觀的に爲し得るとい ふ意味ではない」とされ、 第七卷 第二號 保險價額の主觀的客觀性を主張せられる様である。

は常に被保險者の利益を客觀的に評價することによつてのみ法定保險價額が得らる」により之を觀れば單なる抽 椎名教授 とした立法者の意思及び立法の歴史によつて、 (前 揭 經時、 八卷二號一七頁) も法規自體 客觀性を主張される。 の客観性に徴し、 實損害塡捕は當然とし、 その損害價額も 「損害の大小、 賭博保險を禁止 利益の

價 せ

民法の 藤 規定解 燃博士 (前揭二卷三號五 輝は、 保險の特性 九頁) (超過保險禁止)により修正すれば足るとし、 は客観性の根據を商三八五條に求め、 無形損害までも金錢に見積り得るとの 椎名教授と異なり保險者の損害填

には民法の損害賠償の一種であるから、廣く眼を轉じ、一般損害賠償に於ける價額の分類を觀察する要があると

象的客觀性の主張とは思はれない。

的 前 (affectiv) 及び特別を以てするがよい」 提される。 及び通常又は これ は 一般を以てし、 その後の叙述(一一頁)「客觀的に代ふるに金錢的又は經濟的(wirtschaftlich)又は財産 主觀的に代ふるに、 に應ずるものであらう。 感情的又は精神的又は無形的又は、 主觀性、 客観性といる語義は 非財産的、 正に評價の場合、 又は嗜好

此 性 極めて紛らはしく、 通常價額を標準さして、保險價額を定め、 超過保險禁止)に、 理論の混亂を招來する虞もあると云ひ得る。要するに博士は商三八五條、 その客觀說の根據を求められる。價額算定については、保險契約に於て特約なき限り 特約あるときは特別價額を以て定むべしと說き、 及び損害保險の特 何れ の價額の Ø

合に於ても損害保險の最高原則たる實損害塡補の原則に牴觸してはならぬと結論せられる。從つて、(二) 博士は、

抽

私は松本博士(前掲八四頁)を以て主視説とした。(三) 「保險價額ハ保險ノ目的物ノ客觀的價額ニ超ユルコト

·ヲ得ス

象的客觀說の主張とは自ら異ると、

私は推測する。

gesetz über den Versicherungsvertrag 1908(松本博士はこれに據られる)に於ける民法の一般損害賠償理論を說明し、 }-解したのである。 **益カ被保險者ノ有スル 主觀的利益ナル** ス ル説アリ、 普國法 加藤博士《前揭二卷三號六、七、 (\$ 1934. 11) 8.) ハ此ヲ採レリト雖モ必スシモ如上ノ制限 コト ヲ是認スル以上ハ、 九、一四頁)は 此ノ説 Gerhard, Kommentar Zum Deutschen Reichs-二從フヘカラサル 三服 スヘキ ヤ明白 理 ナ Ш りり。 ナシ。 を平明に 被 保險利

算定出來す結局は賭博保險に陷るからである」と述べ椎名教授の松本博士を主觀說とするに反對せらる。 と認めて、 じ損害賠償でも保険契約は保険契約としての特徴があり、 惟 ふに、 差支へないではないかとの疑問が一 加藤博士(前掲一一頁)の説明に立脚する限り、 應出る。 然し、 慰藉料と云つても、 松本博士の特別價額 それにも不拘、 財産的損害に於けるが如く正確に 吾々が本説に從ひ得ないの (無形損害)の主觀的評價 は

無形損害につき、

「松本氏のいはれる様に不法の目的を以て過當な保險價額を定めざる限り、

主觀的評價も有効

同

超

過保險的危惧から之を認め得ないのみで、 といふ程の意味らしい。 北村教授が普國法の普通價額概念の生成を詳說し、 松本博士は、 普通價額の評價も亦、 主觀的に爲し得るとするもの 「普通價額の否定の否定」 を意 では

松本博士の説明は田 味せらるゝ松本博士は主襯說論者に非ずと力說せらるる意味も之により補充せられたかに思はれる。乍然、 中 博士の所說と正反對であると解し、從つて野津博士が「保險價額も主觀的たり得るものと

保 險.

價

額

42

付

٠,٠ 7

五 五

私

は

するし 説に松本博 土の見解を算 へられ たのは至當なことと信する。 これは餘論であるが一言する次第で

程を辿り、 自由評價であつたが第二段に前の弊害の結果、 したが、 北村 教授 それ (前揭民商 真實價額とい は本質的には有體物保険であつたこと、第三段には實務界はかゝるうちにも利益保險の構想への過 法四卷五號, ふ不偏中立的概念の生成まで發展した經過を紹介し 二一一二四頁) は 利得禁止の要請が認識せられ普國法の普通價額の規定として現出 Prange 氏により獨逸火災保險史上、 「損害塡補契約たる保険契約に 保險價額 が、 第一 段には

ては、 保險價額は嚴 ばならぬ。 個人的契機を無視するのではない 然らざれ 正に社會的價值判斷であり…… 保險價額はこの意味に於て、 ば塡補の嚴正を期し得ない。 が個人的意思乃至感情より超越して社會的客觀的見地 斯くて、 保險價額は消極的批判的者である。 一般的客觀的なのである」と斷じ、 この意味に於ては から之を算定せ ے

ね 於

保険の と共に、 で共に眞正塡 個別的妥當性の契機とを自己のうちに綜合せる一層高次元の 動きのとれ 補 なる積極的使命を保險價額評價に强調し、 ぬ價額尺度、 普通價額より柔軟な眞實價額へを移動し……普通價額の 「有體物保險の構想から利益保險の構想へ經過する 「眞實なる價額」が登場した」 利得禁止 とし我 の契機と利益

評價の根 、險價 額 0) 抽 象的 「利得禁止 客觀性を説かれ O))原則し に置かれ、 るやの疑は尚は存 普通 價額の修正、 すると謂は 眞實價額の理論は大體正當であると信する。 ねばならぬ。 即ち次の敍述に其の然るを知 るの 乍然、 で

保

於ける保險價額概念の立場も亦、

普通價額概念の「否定の否定」に外ならないと論ぜらる。

以上、

教授も客觀的

あ

る 他方に於て凡そ保險價格は根本的批判原理として、 いつ迄經つても抽象性を脱するを得ないここを認識

ず その所論、 ここに於てか、敎授も從來の抽象的客觀說を擇ぶところなしと論定するは、 **險額を決定するの必要はまことに切實である』 (前掲二六頁)** 的妥當性の契機とを綜合する高次元の評價概念であり、 活用せしめ、以て實損害塡補を爲し得ようぞ。 商法二七頁) 象的であることは民法九○條の帝王規定と同様であらう」また『抽象的であるから批判的者たり得る』 せねばならね。 結局、 表現一貫せざるの憾あるやうである。 形而上的空漠たる觀念に過ぎないと謂はねばならない。 どせられる。 各種の利益に就てその保險價額算定標準が如何に明白にせられても、 併しいつ迄經つても抽象性を脫し得ない保險價額を以て、 (民商法五卷一號、 要するに、教授の「眞實價額」は利得禁止の契機と利益保險の個 尙ほ教授が野津博士に對し反對せられた諸點に關しては、 斯る評價概念は到底、 と の の詳細論ぜられるところに譲り(その中 Kasuistisch さればこそ『陸上保險に於て確 いさゝか大膽に思はれるが尠くとも、 な理論を展開されるのであらう。 具體的損害塡補の標準とはなり得 凡そ保險價額一般 如何にして利得禁止 間たる各種保 の二二に は…… 抽 (前掲尺 原則を 論す 别

0 ţ, ては旣述した。 又結論で重なる點には觸れると思ふから) 此の小論の結論に移り度いと思ふ。

七八頁以下)

べ

きもの多きを感ずるが、金平氏

#E 瑞 すると解せらる。 保險契約法(一九三〇年七月一三日)に於ては、直接保險價額を規定した條叉は存在しない、第二十八條は我商法三九 三條と同趣旨の規定であり、 2約法と同樣有體物につき交換價額とする樣である、 西保險契約法四十九條「保險價額ハ被保險利益カ契約締結ノ時ニ於テ有スル價額ニ依ルヘキモノト (Claude Laffargue: p 38.) Cesar Ancy., et Lucien Sicot: La loi sur le contrat d'assurance 第二十九條は我商法三九四條の如く協定保險價額が實損害塡補原則と矛盾せざる旨を規定 が利益についての特別價額は解釋により補ふより外はない。佛國 ス は 獨乙保險

價 額 に 付 v て

保

險

法

五五六

Justin Godart; et André Perraud-Charmantier : "Code des Assurances" (Commentaire pratique et complet de 價額が協定された場合にも、客觀的評價より雕るべからずとせらる。(Claude Laffargue:p 31-23) ([二]註十參照) (loi du 13 juillet 1930) 1930, 5eARRt p23-97.) 而して、此等條文の解釋に於ても一般に、利得禁止の見地より、

la loi du 13 juillet 1930 relative au contrat d'assurance avec, en appendice, le droit fiscal de le assurance) 1930,

註二 加藤博士前掲一〇、一一頁 [二] 註十一參照、

註四 批三 同趣旨、野津博士前揭一九八頁。 北村教授前揭二四一二五頁 —一五二頁。 佐波學士前揭四二卷二號、 **粂平氏前掲七八頁。田中博士前掲八○頁。椎名教授前掲一六頁。大濱教授前掲一五一** 一一六頁。反對、加藤博士前揭二卷三號一四頁。北村教授前揚四卷五號二四頁。

結語

Щ

必ずしも正鵠ならざるを紹介し、北村教授の客觀說は從來の抽象的客觀說に非ざるかを疑ひ、主觀說論者の論難 て立つところは主觀說なることを明白にし、之を利得禁止、實損害塡補の原則により排し、 任の意義は、 の目標は從來の抽象的客觀說であることを指摘した。惟ふに、 上來、私は可能なる範圍に於て、諸學者の此の問題についての理論を展望し、まづ保險價額規定無用論が據つ 一般民法の領域に於て論ぜらるゝ不法行爲に因る損害賠償の意義とは大に趣を異にする、民法上、 保險法上、 保險事故發生に對する保險者の塡補責 その實際上の認識の

身體、 ない つて、 ざる種類のものであるが、之を賠償の目的とする(艮、七一〇條七一一條參)。然るに保險法の領域に於ては、(一) あつて事故に因り失ふべき財産損害の大さにより算定されなければならぬ。 被保險利 算定の困難が伴ふと謂はねばならぬ。 觀念は之を保險法上の「被保險利益」(Versicherbares Interesse)の觀念に適用するを得ない。ここに特別價 物の通常價額 計算上、 「も評價せられ得ると解せらる。斯くて特別利益の評價額たる特別價額の大さも一般人がその特別な事情下に と考へれば、 自山、 義務者の給付が主觀的並に具體的事情に因り、 盆の 大敷の法則に支配される限り、 成立 名譽、 (物が何人に對しても有する價額)以外の特別價額 特別價額を全的に斥けることも認容され得ないことは明白である。(二) の前提である。 被害者の近親者の有する感情等についての財産以外の損害賠償は、 法律關係なき價額及び經濟的內容なき法律上の權利は共に被保險利益たるを得 元來、 金錢に見積られうる程度のものたるを要するのである(商三八五條)。 損害保険に於ては、 全然不定の狀態にある民法上所謂「利益」 經濟上の財貨に對し「人」の法律關係の存在が (物が當事者の特別事情により定まる價額) 蓋しその被保險特別利益も塡補 即ち、 一般には金錢に評價し得 特約ある場合は特別 (Interesse) Ħ せら Ø 從 ŧ 的 0

保險價額に付いて

ح

して特別評價がなされ、

n

ることを要する限度に於て、

あ

þ

價額の評價も上述の標準により之を制限すべきは云ふを俟たない。(〇一 註十一参照)尤も保險の目的

それに對する感情價額は「被保險利益なきところ保險なし」の鐵則に照し除去されねばなるまい。

而も財産的評價の結果が零と認定されたとすれば、

そこには被保險利益がない

わけで

的物の評 叉特別

般

人を基準

純然たる特別的主觀的評價は拒否されなければならぬからである。

が評準たり得ないことは明白である。(四) に近接する範圍内に於て塡補額が定めらるべきことが要求されてゐるから、 ちに、 價が被保險者の感情價額であるか否か、 と考へる。 客觀說論者のそれを略々同じで、 抽象化された融通の利かぬ形而上學的觀念に上昇するを得ない。その一般的客觀的觀念は、その抽象的外裝のう 的役割の地位にあるからである。されば通常價額、特別價額を一般的客觀的に評價するにせよ、そこには、 額算定に無力であり、 決し得ない。 ŧ n あらう)然らば、 してゐることを要すると謂はねばならぬ。 會的評價概念に因り之を決定せんとするも誤謬でなければならぬ。蓋し、それは當面の具體的現實的世界の實損 る鑑定も極めて架空的であり、鑑定人と雖も、往々にして獨斷に陷り勝ちであり、それは會社にも、公共の利益に 憂慮すべき結果を招來するのである。要するに「利得禁止原則」が作用する限り保險價額は之を純主觀的に(II) 定損害發生に際しての價額算出の可能性、 商三九四條によれば、 同時に、また抽象的客觀的に凡ての評價要素を抽象化し當事者より獨立した形而上的高次概念、 斯る考察の根據を如何なる點に求めるかを私は述べなければならないことになつた。 且つ社會的評價觀念が保險價額の指導觀念たる前に、 就中條文上の根據として第一に商三八五條に加ふるに商三 九 四條を擧げ得る 協定價額が過當なりや否やの基準價額が存在すべき筈であり、 野津博士が(前掲一九九頁) を知ることは場合に依り實際上頗る困難なことがある。 (斯る考察に立脚する說を假りに特別的具象的客觀說とも呼ばれるで 形而上的價額概念の現實化乃至具體化への潜勢力をば、 『あだかも價値が本來主觀的なも 保險法上、 尠くども、 利得禁止 被保險者の主觀的價額 原則がその指導 保險會社で行 その基準價 Ø から客觀 それは 全然 包攝 社: 額

後損害發生前にのみ當篏まるに過ぎず、 あ 抽 汔 標準を規定するものとせられる。同條が價額算定につき算定の時、場所の二要素をもとりいれてゐることは云ふ(七) 險者の責任開始前に於て之を算定すべきであるし、 のであ らうと認むべき價額、 である限り、 士の述べられた算定標準は一般的には妥當せず單に此の場合に闘する保險價額算定の標準として意義を有するも の算定標準を間接に規定する商三九三條を擧げる。 る動きのとれ 3 象的 **其ノ時ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム』は直接、塡補額の算定に關するものであるが、同時に間接に保險價額の算定** ついての問題とを、混同せられ、如何に無理な解釋をしてゐられるかが明白となるであらう。 もない。 されて取引の對象となると同じ様に、 3 客觀性を主張するの餘りに保険價額の種類(客觀的評價、 (同三一頁) と述べ之を以て、 從つて、 (前掲民商法四卷五號三二頁) とし、 - ね普通價額概念」を意味せられないことはその後の博士の説明にて明白である。(六) 取引界に於て假定的な或る 第三者が若し 被保险者に る 地位に置かれたとするならば有する で あ 具體的現實の算定の標準なのである。 すなはち普通價額であらねばならぬ』と簡明に表白されるこころも決して「普國法に於けて、 一般的標準とせられる樣であるが、 契約成立當時に超過保險なりや否やを判斷すべき標準たる保險價額は保 『保險價額算定の 標準たるべき時は 保險者責任開始後の各瞬時で 塡補額決定の爲に、保險價額を算定する場合には、 『保險者塡補ズヘキ損害ノ額ハ其ノ損害カ生シタル 然るに、 主觀的評價の如き)の問題と算定の時及び場所 北村教授の所説に聽けば、 何ぞ計らん、 それは、 保險者の責任開始 第二に、 教授が保険價額 即ち、 損害發生 保險價額 地ニ於ケ 『野津博

Ø

11

保險價額も本來主觀的價額ではあるが保險取引に於て取扱は

n

るもの

險 價 額 ĸ 付 ١,

て

保

五五九九

當時の價額に依らねばならね。

畢竟、

教授の一般的と稱せられる價額は旣に一般的ではないと謂はねばならぬ。

六 〇

斯る範圍に於て、 場所の要素を之に入れるとすれば更に、その抽象化への解釋論は困難性を伴ふことは必然の勢である。もともと、 効果を期待し得るかは頗る疑はしい。此の意味に於て、 した上の一般的、 より、 合はないであらうか。 の、樣であるが、商三八五條の解釋によつてもその補足は可能ではあるまいか。一步を讓り解釋による補足が認 も述べる如く、 る必要」を北村教授程、 積荷保險(商六五七條)等に於ても、 められないとしても、 と考へれば、 となり勝ちであり、 層妙味を發揮しうるのではないかと考へるのである。 損害發生の場合の修正價額算定の時、 感情價額の調査が心理的結果に墮し易く、 平均的價額が法定せられたとしても、 一般的標準なるものが存在するかが第一に疑はれなければならぬ。假に斯る一切の要素を考慮(八) 此の救濟は、 この意味から、 各種の保険價額を法定することが、經濟界の實情變化により、 痛感しない。唯、商三八五條による特別價額が保險價額に組入れられたとしても、 略々同程度の解釋が必要とせられるからである。序ながら、此の見解は敢て(九) 商三九四條の保障者のなすべき保障價額過當評價の舉証を容易にするにある 私は、 現行法の程度で充分であり、 場所等に關する標準を法定することは、 私は陸上保險に關して「確固たる各種保險價額を法定す 果して、 保險者は被保險者の評價申告における不誠實の犠牲者 蓋し運送保險 實際の損害算定に方り、 詳細には、 (商四二四條) 判例、 却て妥當な評價を妨げる場 船舶保険 現行法規以上の實際的 學說等に讓ることに 一應の意義あるも 先に

保險價額規定無用論に影響されてゐない事を附言したい。

推 鳩山博士債權總論六九頁、各論八六九頁參照。

Ehrenberg, Lehmann, Manes, Hagen, Gierke の諸學者は被保險利益の觀念は全然經濟的關係の

みより成立するとせ

以て具

らる。Kisch III § 5 a. S. 34, 35 は本文と同趣旨(損保研究二卷三號七九頁三倉氏譯文參照)

注三 加藤博士前掲二卷三號一二頁は通常價額、 特別價額の具體的標準の例を舉げられる。

野津博士前掲一九九頁は、 一般的子觀的價額を、 被保險者の主觀的評價によらない價額といふ意味に解すれば、

被保險利益が營業上のものであれば、その營業價値が夫々保險價額の算定標準となるとされ、此等の事柄を財産評價一 固定財産の如き使用財産を目的とした場合は、その一定の目的に使用せられる關係に於て一般的に有すべき使用價額、 體的概念たらしめることを得るとし、被保險者がその所有の處分財産を保險の目的とした場合は、 處分別産の交換價額

Claude Laffargue (p 53-59 cité) 般の問題に歸してゐられる(野津博士商法總則第二部營業論三一一頁以下參照) 驗した獲得の困難、 物の稀少性も被保險者の輕卒による場合は、保險事故強生しても注意深い蒐集家が、 は美術品の價額が協定されるとき客觀的評價によるべきを注意し、 その物に拂ふ 被保險者の經

であらう價額以上を評價すべきではないとするのである。Laftirgue のこの見解は特に特別價額の算定について參考と なるであらら。

推四四 野津博士前揭保險法二〇〇頁参照

iik Hi. Lucien Paris Le Clerc: Contrat d' assurance. sa nature juridique 1937. (5eARRt) 57--67. 75-80. Claude Laffargue (p 57-60 ctté) 參照

北村教授は「保險價額は本來主觀的な價額である」ものが如何にして批判の原理たり得るか 主觀的許價は客觀的標準により批判せられ、客觀化、 (前揭民商法二六頁) と難

保 ぜられるが、保険契約者が危険團體を構成するに及んでは、 險 價 額 12 付 五六一

法

に於てそれは本來主觀的であるこ♪は 婡ひない (註二) 「保險取引に於て取扱はれる云云」に對する教授の論難 「 其では 原理化するのである。又 Kisch (III § 5 a. S. 34, 35) も云ふ如く「主觀的(人的)利益のみが保険し得る」との意味 根據として塡補觀念を捨てゝ有償取引に於ける一方の給付の價値であるかの感を起させる」は、博士には當らないこと

になる。蓋し博士に於て、保險取引に入るに及んで客觀化されると云ふことは利得禁止原則の支配を當然思惟せられて

ゐるからである(前揭保險法一九五頁參)私は、取引の語義を有償取引の意味にのみ解する考方が正常であるかを疑ふ。

何ほ金平氏前掲八○-八一頁參照

計 -L: 註八 誰六 加縣博士前揭四頁、金平氏前揭八三頁參照 野津博士前揭、一九六—一九七頁、水口博士前揭、四七五頁、松本博士、前揚八三頁、 野津博士、前掲「保險法」一九九一二〇〇頁(註三)參照 前揭一五一頁、北村教授、國經五九卷六號、三二頁、佐波學士前揭四一卷、三七六頁。以上同趣旨 田中博士、 前揭八一頁、 大濱教

批九 maritimes, t. V. Valin: Commentaires de l'ordonnance de 1631, t. II titre VI, commentaire sous I' article 8 海上保險に於ける協定保險價額の成立までの沿革については、Claude Laffirgue 67, 68, et 103. cité 参照其の他 "Ordonnance des magistrats de Barcelone sur les assurances de 1435 Article 11" — Pardessus collection des lois

chaptre IX section § 3. Vivanté: Traité théorique et pratique des assurances maritimes, traduit par Victor

Yseux. éd 1593 n° 136. 參照

Pothier: Traité du contrat d'assurance. édition de 1810 n° 159. Emerigon: Traité des assurances, Tome 1

(完)

(昭一二、三、一四稿了)